

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

宜野座村では、不妊治療を受けている夫婦に対して、安心して子供を生み育てることのできる環境づくりを推進し、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めるため、不妊治療費の助成を平成 23 年 4 月 1 日より実施しています。

対象となる治療

配偶者間で行う、医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精(医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても助成の対象となる場合がある。)が対象となります。(以下「特定不妊治療」という。)

助成対象者

1. 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦
2. 夫または妻のいずれか一方若しくは両方が、宜野座村内に1年以上住所を有している夫婦
3. 夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満(1月から5月までの申請については、前々年の所得の合計額)
4. 村税を滞納していない夫婦

対象となる医療機関

県が特定不妊治療実施医療機関として指定した医療機関

助成額

1年度当たり15万円を限度に通算3年間助成します。
(特定不妊治療に要した費用額から県の助成金額を控除した額。)

ただし、他の市町村(政令市及び中核市を除く)から既に助成を受けている場合は、その助成年数を通算年数から控除するものとします。

※ 問い合わせ先・申込先

宜野座村役場健康福祉課(TEL968-3253)